

流山市農業委員会
令和7年第1回
総会議事録

令和7年1月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和7年第1回総会議事録

- 1 期 日 令和7年1月10日(金)
- 2 場 所 流山市役所第301会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 7番 中嶋 清
8番 小菅 康男
- 5 出席農業委員(委員12名)

1番 鈴田 徹	2番 矢口 優子
3番 池田 操代	4番 金子 文雄
5番 鈴木 亨	6番 金子 孝博
7番 中嶋 清	8番 小菅 康男
9番 石井 保	10番 岡田 長政
11番 山崎 日出男	12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員0名)
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員4名)

1地区 藍川 治助	2地区 森田 元彦
1地区 染谷 文夫	2地区 海老原 節雄
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員0名)
- 9 書記名 事務局主事 窪田 優成
- 10 事務局 事務局長 深津 博樹
事務局次長補佐 鈴木 正寿
事務局主任主査 秋元 敏男
事務局主任主事 田仲 悠太郎
事務局会計年度任用職員 齊藤 恒夫
- 11 会議目次

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	1
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	3
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について	5
議案第4号 農用地利用集積計画等促進計画の決定について	8
議案第5号 農地所有適格法人報告書の提出について	9
報告第1号 令和6年賃借料水準について	12
報告第2号 専決処理の報告について	13

▲開会 午後4時00分

○水代会長 それでは、ただ今から令和7年第1回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることを、報告いたします。

○水代会長 次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

7番 中嶋委員、8番 小菅委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、窪田主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

鈴木次長補佐。

◎鈴木次長補佐 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第5号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの5議案について、御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第1号「令和6年賃借料水準について」から報告第2号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は、以上です。

よろしくお申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

これより議事に入ります。

○水代会長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

鈴木次長補佐。

◎鈴木次長補佐 議案書の1ページを御覧ください。

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和7年1月10日提出

今月の申請は1件です。

権利者は、流山市平方にお住まいの方で、職業は農業です。

申請地は、平方の田1筆、面積496平方メートルです。

申請事由は、経営規模拡大のため、売買にて所有権を取得するものです。

議案案内図は、1ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は1件です。

本案については、現地調査および権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

まず、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の北西約1.8キロメートルに位置している田1筆面積496平方メートルです。

申請理由につきましては、経営規模拡大のため売買により所有権を取得するもので、売買価格については全体で200万円です。

なお、申請地はこれまでも、利用集積により権利者が借り受け、東側の所有地と一体で耕作している土地です。

申請地の田は、投影している写真のとおり、刈取済みの状態でした。

次に権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約3,500平方メートルです。農業従事者は2名で、農業従事日数は150日です。

今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れること、また、農業従事日数を満たしていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願い致します。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
挙手、全員であります。
よって議案第1号については、許可することに決定いたしました。
ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

鈴木次長補佐。

◎鈴木次長補佐 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和7年1月10日提出

今月の申請は1件です。

権利者は、流山市駒木台に所在する法人です。

申請地は、駒木台の畑1筆 転用面積1,434平方メートルです。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的は資材置場を整備するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の3ページと4ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件です。

本案についても、現地調査と権利者およびその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の南東約1.2キロメートルに位置し、宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地でおおむね10ヘクタール未満の農地として、第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的は資材置場を整備するものです。

権利者は、流山市駒木台に本店を置く株式会社で昭和38年に設立されています。

主な事業内容は、線材製品の加工・販売で、昨年度の年商は約3億円です。

申請理由ですが、現在申請地の東側を作業所と置場として既に利用していますが、線材製品の販売に際し、これまではメッシュ加工のような平面的な加工の受注

だったものが、ここ数年は高さのある立体的な加工の受注件数が増加してきたことから、既存の置場が手狭となっていました。

そこで、まとまった大きさの土地を探していたところ、既存の置場の隣接地で同意を得られたことから申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

全面をアスファルト舗装とする計画です。

土砂等の流出対策については、北側と西側に4段のブロック、南側は2段のブロックを設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内に4基の浸透柵を設置し敷地内浸透とする計画です。

汚水については発生しません。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側は道路、東側は既存の作業所、南側は住宅、西側は畑となっています。

次に資金計画ですが、賃料は年間約260万円、整備費が約2,400万円、その他費用を合わせると約2,800万円です。

全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、街づくり条例に該当していますが、手続きはすべて終了しています。

以上、権利者および申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、資材置場を拡張する具体的な理由などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第2号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

鈴木次長補佐。

◎鈴木次長補佐 議案書の3ページを御覧ください。

議案第3号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和7年1月10日提出

今月の申請は、更新が7件です。

始めに、議案の1番の権利者は、流山市西深井にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、西深井の田1筆 面積1,021平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、5ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案2番の権利者は、流山市西深井にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、西深井の田2筆 合計面積2,042平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、6ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案3番の権利者は、流山市東深井にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、西深井の田2筆 合計面積2,042平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、7ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案4番と5番は権利者が同一のため一括して説明いたします。

権利者は、流山市深井新田にお住まいの方で職業は兼農です。

対象となる農地は、西深井の田4筆 合計面積2,752平方メートルです。

利用権の設定期間は、どちらも更新により3年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、8ページにございますので、併せて御参照ください。

最後に、議案6番と7番は権利者が同一のため一括して説明いたします。

権利者は、流山市平方村新田にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、平方の田5筆 合計面積3,113平方メートルです。

利用権の設定期間は、議案の6番は更新により3年間で、議案の7番は更新により6年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、9ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長 議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、更新が7件です。

1番については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で、年齢は69歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は280日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり刈取済みの状態でした。

2番についても、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で、年齢は77歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は150日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、刈取済みの状態でした。

3番についても、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は70歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は240日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、刈取済みの状態でした。

次に、4番と5番の権利者が同一のため一括して説明いたします。

こちらについても、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は兼農で、年齢は84歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は150日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり刈取済みの状態でした。

最後に、6番と7番の権利者が同一のため一括して説明いたします。

6番については引き続き3年間、7番については引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で、年齢は72歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は300日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり刈取済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の1番については、金子孝博委員に関係する案件でありますので、農業

委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

金子委員の退席を求めます。

(午後4時15分 金子孝博委員退席)

○水代会長 これより、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の1番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第3号の1番については、承認することに決定いたしました。

金子委員の除斥を解きます。

(午後4時16分 金子孝博委員入室)

○水代会長 次に、本案の6番と7番については、小菅委員に關係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

小菅委員の退席を求めます。

(午後4時17分 小菅委員退席)

○水代会長 これより、本案の6番と7番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の6番と7番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第3号の6番と7番については、承認することに決定いたしました。

小菅委員の除斥を解きます。

(午後4時18分 小菅委員入室)

○水代会長 次に、本案の2番から5番までに対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の2番から5番までについて、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第3号の2番から5番までについては、承認することに決定いたしました。

た。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

鈴木次長補佐。

◎鈴木次長補佐 議案書の7ページを御覧ください。

議案第4号

農用地利用集積等促進計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積等促進計画案について審議を求める。

令和7年1月10日提出

本案については、今回が初めての議案となるため、詳しく御説明いたします。

これまで、農地の貸し借りについては、議案第3号で御審議いただきましたように、農業経営基盤強化促進法に基づく「農用地利用集積計画」にて行っておりました。

しかしながら、農業経営基盤強化促進法が改正され、これまでの「農用地利用集積計画」による新たな貸借は、令和7年3月末で廃止となりました。

今後、令和7年4月1日以降の日付で、新たに期限付きでの農地の貸し借りを開始・更新する案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づく貸し借りとなります。

これに伴い、利用集積計画の名称も「農用地利用集積等促進計画」となったため、議案の名称も一部変更となっております。

また、今後は、中間管理機構である千葉県園芸協会を經由した貸し借りとなるため、議案書の転貸人の欄に、千葉県園芸協会という記載が入っています。

それでは、議案の説明に移ります。

今月の申請は1件です。

権利者は、流山市名都借にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、名都借の畑1筆 面積1,434平方メートルです。

利用権の設定期間は、5年間で権利の種類は賃貸借です。

なお、申請地については、これまでも利用集積計画で貸借していたため、実際は更新ですが、制度が変わったため新規といたしました。

本件の議案案内図につきましては、10ページにございますので、併せて御参照ください。

御説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長 議案第4号「農用地利用集積等促進計画の決定について」御報告いた

します。

今月の案件は、新規が1件です。

本案については、新たに5年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は52歳です。

農業従事者は4名で、農業従事日数は300日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり作付け済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第4号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案第5号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

鈴木次長補佐。

◎鈴木次長補佐 議案書の9ページをお開きください。

議案第5号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和7年1月10日提出

農地所有適格法人は、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されていることから、報告書の提出がありました。

今回、報告がありました法人は、流山市向小金の農地所有適格法人および流山市駒木台の農地所有適格法人です。

法人の事業年度は、どちらも令和5年9月1日から令和6年8月31日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料を御覧ください。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに、農地所有適格法人要件確認書を作成しております。

流山市向小金にあります法人の「農地所有適格法人要件確認書」を御覧ください。

確認書の表に、令和6年11月25日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦に御覧ください。

経営面積は、21,247平方メートルです。

法人形態は、非公開の株式会社となっております。

事業の種類は、農産物の生産・販売、不動産の賃貸等です。

売上高は、全体の売上高に対し、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めており、売上高の要件についても、適合しておりました。

構成員は、農地等の提供者が法人の構成員です。

また、業務執行役員につきましては、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなり、当該法人の役員は2名、年間300日と150日従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきます。

続きまして、流山市駒木台にあります法人の「農地所有適格法人要件確認書」を御覧ください。

確認書の表に、令和6年11月29日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦に御覧ください。

経営面積は、5,184平方メートルです。

法人形態は、非公開の株式会社となっております。

事業の種類は、農産物の生産・販売、不動産の賃貸等です。

売上高は、全体の売上高に対し、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めており、売上高の要件についても、適合しておりました。

構成員については、農地等の提供者が法人の構成員です。

また、業務執行役員につきましては、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなり、当該法人の役員は2名、年間319日と301日従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきます。

当該法人の農地の位置図は1番の法人が議案案内図の11ページ、2番の法人が12ページになりますので、併せて御参照ください。

説明は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長 議案第5号「農地所有適格法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案については、配付資料の「農地所有適格法人要件確認書」に基づき審査を行いました。

その結果、どちらも農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件について、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の1番については、私に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退席いたします。

議長を岡田会長職務代理に交代し、御審議をお願いいたします。

それでは、退席いたします。

岡田会長職務代理、よろしくお願いいたします。

(午後4時27分 水代会長 退席)

(議長を岡田会長職務代理に交代)

○岡田会長職務代理 水代会長に代わり、議案第5号の1番の案件について、議長を務めさせていただきます。

これより、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆染谷推進委員 議決権数における農業常時従事者について、1番は1、2番は140となっておりますが、その違いを教えてください。

◎事務局(鈴木次長補佐) これは、それぞれの法人における農業常時従事者が保有する議決権の数で、この数は各法人によって変わります。

総議決権数は、1番は1、2番は140となっており、それぞれ、その全てを農業常時従事者が保有しています。

○岡田会長職務代理 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○岡田会長職務代理 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の1番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第5号の1番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○岡田会長職務代理 水代委員の除斥を解き、議長を交代させていただきます。
ありがとうございました。

(午後4時29分 水代会長 入室)

(議長を水代会長に交代)

○水代会長 岡田会長職務代理、どうもありがとうございました。

これより、再度、議長を務めさせていただきます。

続いて、本案の2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の2番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第5号の2番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第1号「令和6年賃借料水準について」報告を求めます。

鈴木次長補佐。

◎鈴木次長補佐 議案書の10ページをお開きください。

報告第1号

令和6年賃借料水準について

令和6年の田(水稻)および畑(普通畑)の賃貸借における賃借料水準(10アール当たり)を、次のとおり報告する。

令和7年1月10日報告

農地の賃借料につきましては、平成21年の農地法改正により標準小作料制度が廃止されたため、各市町村の農業委員会は、農用地利用集積事業などの賃借料を調査、収集し、実際の賃借料の状況を賃借料水準として、情報提供をすることとなっています。

今回、集計がまとまりました令和6年の田の賃借料水準と畑の賃借料水準につきましては、議案書に記載させていただきましたとおりです。

また、情報の収集に当たりましては、令和6年1月から12月までの1年間のデータで、田が64件、畑が31件のデータをもとに集計をいたしました。

この賃借料水準につきましては、市のホームページや、毎年2月～3月に配布しています「農業委員会からのおしらせ」に掲載することで、公表する予定です。

最後に、この賃借料水準につきましては、あくまでも農地の賃貸借をする場合の目安として、参考にご覧いただくようお願いしております。

同じ農地でも、貸し借りをする場所は農地基盤の状態等によってそれぞれ異なりますので、実際に賃借料を決める際には、当事者間の話し合いを通して、お互い

が了解のもと、適正な金額を決めていただくよう、お願いしております。

委員の皆さまにおかれましても、農業者の方からご相談がありました場合には、あくまで一つの目安としていただきますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

○水代会長 これは、12月31日までのデータですか。

◎事務局(鈴木次長補佐) 今年の1月から12月の総会に上程された農用地利用集積計画等の賃貸料のデータを集計したものです。

○水代会長 わかりました。

◆森田推進委員 参考資料の田の令和6年の賃借料が、令和5年と比べて大幅に上がっている理由は、物納の計算で玄米30kg当たり金額が上がったためですか。

◎事務局(鈴木次長補佐) そのとおりです。水稻は、物納がほとんどですので、金額として算出するにあたり、年ごとの玄米の金額で算出していることから、年によって違いが出てきている状況です。

1反当たり玄米30kg又は60kgという方がほとんどで、その年ごとの賃貸借契約において、1反当たり60kgの人が多ければ価格が上がり、30kgの人が多ければ下がる傾向にあります。

◆森田推進委員 そうすると、今年の田の賃借料は、ほぼ平年並みということでしょうか。

◎事務局(鈴木次長補佐) 田について、ここ数年間変動はないと考えていますが、昔は1反当たり60kgの契約が多かったですが、30kgの契約が増えているという傾向は感じています。

◆森田推進委員 ありがとうございます。

○水代会長 よろしいですか。

◆森田推進委員 はい。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 最後に、報告第2号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎鈴木次長補佐 議案書の11ページをお開きください。

報告第2号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年1月10日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、11件 16筆 合計面積3,751.91平方メートルです。

つぎに、2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、11件 32筆 合計面積6,394.21平方メートルです。

どちらも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の12ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が8件、その他の建物施設用地が3件です。

第5条につきましては、住宅用地が10件、その他の建物施設用地が1件です。

今月の専決処理の報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和7年第1回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時38分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和7年1月10日

流山市農業委員会長 水沢啓司

流山市農業委員会委員 中嶋浩

流山市農業委員会委員 小菅康男